第二期 帯広市障害者計画

障害のある方の作品

帯　広　市

はじめに

わが国の障害者施策は「障害者基本法」に基づき、障害のある人もない人も、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、その実現に向けて法制度の改正などさまざまな取り組みが行われているところです。

本市においても、帯広市障害者計画を策定し、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、「障害者が自らの意思により住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、すべての市民が安心して自立した暮らしができる地域社会をつくる」ことを目指し、障害者施策を進めてきました。

このたび、帯広市障害者計画が計画期間の終期を迎えることから、これまでの理念を引き継ぎ、今後十年間の障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第六期帯広市総合計画の分野計画として、第二期帯広市障害者計画を策定いたしました。

この計画は、ユニバーサルデザインを基本とするまちづくりが、障害のある人だけではなく、高齢者や小さな子どもを持つ親にとっても暮らしやすいものであるように、障害のある人が暮らしやすいまちは、すべての市民にとって、安心して暮らせるまちでもあるという基本的考えを持ちつつ、「人にやさしいまちづくり、人がやさしいまちづくり」を目指していくものです。

おわりに、この計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました帯広市健康生活支援審議会委員をはじめ、帯広市地域自立支援協議会の委員、関係団体及び市民の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後におきましてもご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成22年３月

帯広市長　　砂川　敏文

第1章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨及び目的 ２
２　計画の位置づけ ３
３　計画の対象者 ３
４　計画の期間 ４
５　計画の推進体制 ４

第２章　これまでの経過と課題

１　これまでの計画の取り組み ６
２　取り組みにおける課題の整理 ８
３　計画の策定経過 １１

第３章　障害のある人の状況

１　帯広市の人口及び世帯数の推移 １３
２　帯広市の人口に対する障害のある人の推移 １４
３　身体障害者（児）の現状 １６
４　知的障害者（児）の現状 １９
５　精神障害者の現状 ２１

第４章　計画が目指すもの

１　計画の基本的理念 ２５
２　計画の目標 ２５
３　計画の基本的視点 ２６
４　施策の体系 ２７

第５章　施策の展開

１　理解と交流の促進 ２９
２　暮らしやすいまちづくりの推進 ３１
３　生活支援の充実 ３４
４　相談支援と情報提供の充実 ３７
５　療育・教育の充実 ４０
６　生活環境の整備促進 ４３
７　社会参加と地域生活支援の充実 ４６
８　就労支援と日中活動の充実 ４８

資料編

１　帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会委員名簿 ……………… ５２

２　帯広市地域自立支援協議会　帯広市障害者計画策定部会委員名簿 …… ５２

３　第二期帯広市障害者計画策定経過 ……………… ５３

４　アンケート調査の主な回答結果 ……………… ５４

５　北海道　入所施設利用者意向調査の主な回答結果 ……………… ６０

６　用語解説 ……………… ６１

第１章　計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨及び目的

帯広市では、平成 12 年４月に第一期の帯広市障害者計画を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと「障害者が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国は平成１４年１２月に「障害者基本計画」を策定し、障害のある人の自立と社会参加に関して、長期的視点をもって総合的かつ計画的な取り組みをすすめてきています。

障害福祉サービスの提供は、行政による「措置」から、利用者がサービスを選択し事業者と「契約」する支援費制度へと、その仕組みが大きく変更されました。また、サービス需要の拡大による財政的問題や新たな課題への対応が求められるようになったことなどから、平成１８年４月には、障害者自立支援法が施行され、これまでの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療費などは、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みへと変わる一方、サービス利用者の応益負担制度が導入されました。

また、「発達障害者支援法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）の制定をはじめ、「障害者雇用促進法」の改正など、さまざまな法制度の制定、改正が行われてきています。

国際的には、平成 18 年 12 月に国連において障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択され、我が国でも締結を目指した作業がすすめられています。このような動きの中、北海道においても平成２１年３月に「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が制定されています。

このように、障害者福祉施策が大きな転換期を迎えている中、第一期帯広市障害者計画の理念を引き継ぎ、施策の進捗状況、社会情勢、障害のある人のニーズを踏まえ、各種施策を展開するため第二期帯広市障害者計画を策定するものです。

2　計画の位置づけ

この計画は、第六期帯広市総合計画の分野計画であり、障害者基本法第９条第３項の規定に基づき、障害のある人に関する施策を推進するための基本的な計画です。

また、国や北海道の障害者計画を基本とし、帯広市障害福祉計画などとの整合性を図りながら定めるものです。

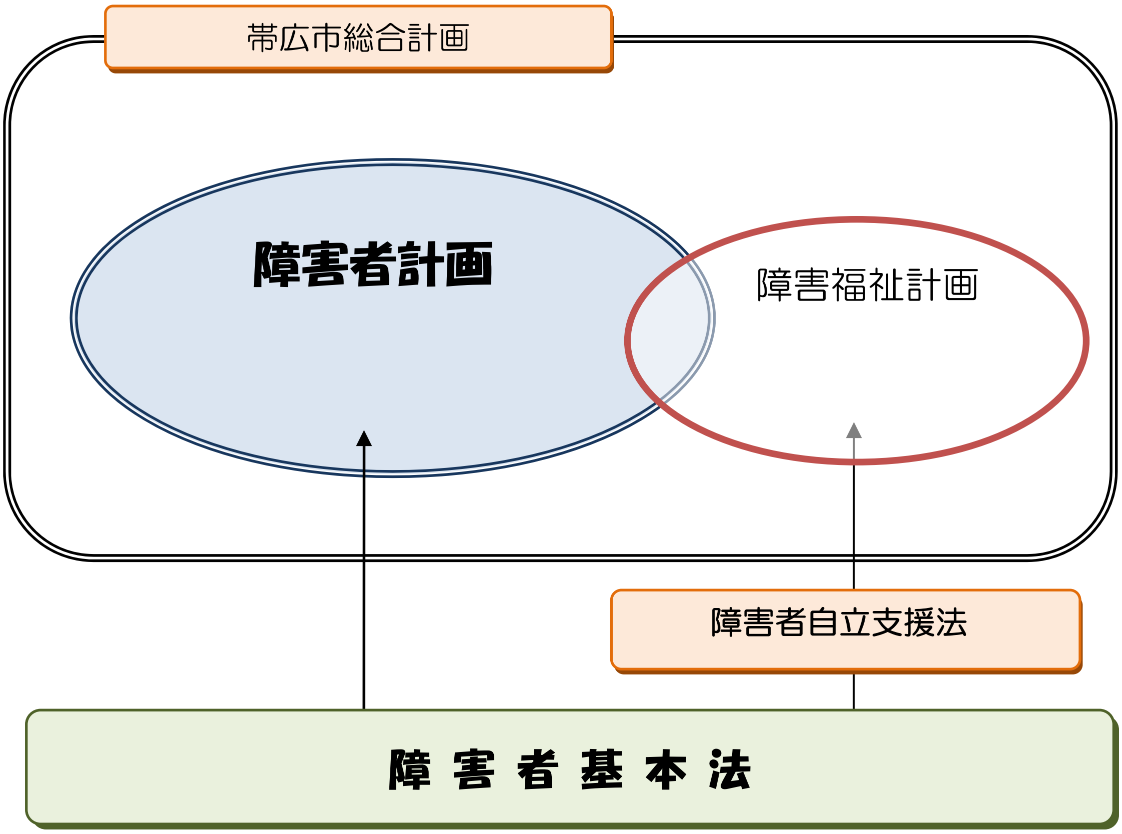

3　計画の対象者

計画の対象者は、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民、企業、行政、各種団体などとなります。

また、この計画の「障害のある人」及び「障害のある子ども」の範囲は、障害などが原因で日常生活に支援と配慮を必要とする人を対象にします。

なお、制度や助成の対象となる人は、各法令や規則などによって定められた人が対象となります。

4　計画の期間

　この計画は、平成２２年度から平成３１年度までの１０年間を計画の期間とします。

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成３１年度
第一期障害者計画									
第二期障害者計画									
障害福祉計画		第一期			第二期				

5　計画の推進体制

　この計画は、幅広い分野にわたっていることから、各関係部署や機関、事業者との連携、調整を十分に考慮し、帯広市障害福祉計画などとの整合性を図りながら計画的に施策を推進します。

　また、その進捗状況を毎年度、帯広市健康生活支援審議会、帯広市地域自立支援協議会に報告します。

　さらに、この計画の推進に当たっては、障害のある人のニーズや社会・経済の情勢などに適切に対応するとともに、制度改正を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うこととします。

第２章　これまでの経過と課題

第2章　これまでの経過と課題

1　これまでの計画の取り組み

平成 12 年度から平成 21 年度の 10 年を計画期間とする第一期帯広市障害者計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。この間、平成 18 年度から３年を期間とする第一期障害福祉計画を策定し、新たに平成 21 年度からその進捗状況や課題を踏まえ見直した第二期障害福祉計画を策定するなど、施策の具体的な取り組みをすすめてきました。

国の法律や制度が大きく変化する中で、地域の障害のある人のニーズに応えるため、さまざまな体制の見直しや事業を実施してきています。主な取り組みは以下のとおりです。

●地域と障害のある人との交流

ノーマライゼーション推進地区における各種行事及び既存福祉施設との交流により、地域住民と障害のある人とのふれあいの機会をすすめてきています。

●マディソン市との交流

帯広・十勝では、民間事業者による精神障害者が地域で生活するための体制づくりや社会資源の開発が早くから取り組まれてきています。また、アメリカのマディソン市と精神保健分野での交流が行われ、平成 18 年には姉妹都市を締結しています。現在でも「マディソンモデル」と呼ばれる地域支援システムを学ぶための交流も盛んに行われています。

●福祉のひろばの充実

帯広駅構内に「福祉のひろば」を常設し、福祉施設などの活動を情報発信するとともに、障害のある人と市民との交流の機会を拡大し理解の促進を図ってきました。また、施設などで作成した作品の展示や授産品の販売を行なうことにより、障害のある人の社会参加の場の提供を行っています。

●障害者就業・生活支援センターの開設

北海道内５番目となる障害者就業・生活支援センターが平成 19 年４月に開設され、ハローワークや特別支援学校、福祉事業者などとの連絡調整を行い、障害のある人への就職前から継続的に働くための支援及びこれに伴う生活支援を一体的に実施しています。

●障害者生活支援センターの開設

保健福祉センター内に障害者生活支援センターを開設し、障害のある人のいきがいづくりや、自立生活の質的向上及び機能回復の促進を図ることを目的に事業の充実に努めています。

●帯広市地域自立支援協議会の設置

平成１９年５月から、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、定期的な協議を行う場として「帯広市地域自立支援協議会」を設置し、帯広市の障害者福祉に関して関係各機関や当事者などにより協議を重ねてきています。

●総合相談窓口の設置

市庁舎１階の保健福祉部に総合相談窓口を設置し、各課にまたがる手続きなどが一か所でできる、ワンストップサービスを実施し、市民サービスの向上に努めてきています。

●帯広市独自軽減制度の開始

平成１８年４月に施行された障害者自立支援法により、サービス費用の仕組みが応能負担から応益負担に変更になったことから帯広市の独自の軽減制度を設け、利用者に対する支援を実施してきています。

●障害者支援施設等の整備

障害のある人が通所や入所をする施設において、より快適に過ごすことができるように施設の整備をすすめてきています。

●地域生活体験事業の開始

障害のある人の自立した地域生活を促進するため、地域生活体験事業をはじめることにより、実際に地域の中で生活を体験できる場を提供して、地域移行への関心を高めるとともに、円滑な地域生活への移行を促進してきています。

2　取り組みにおける課題の整理

(1)　第一期障害者計画の課題の整理

平成 12 年に策定した「帯広市障害者計画」の主要な施策について実施した状況や、これまでの取り組み経過を踏まえて以下のように今後の課題を整理しました。

① ノーマライゼーション（正しい障害者観）の定着

互いに支えあう地域社会づくりのため、障害のある人に対する理解を深めていくことが重要であり、今後も、意識啓発や交流促進を図ることが必要です。

② 社会参加の促進

障害のある人が在宅で自立した生活を送ることができるよう、就労や文化・スポーツ活動など、さまざまな場面で参加しやすい社会づくりが必要です。

③ 障害福祉サービスの充実

障害のある人が住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、在宅支援を中心に充実した障害福祉サービスの提供が必要です。

④ 居住環境の整備

一般住居やグループホーム、ケアホームの設置促進など、障害のある人が地域社会で自立した生活を送るための居住環境の整備が必要です。また、施設から地域生活への移行を促進していくための支援をすすめる必要があります。

⑤ 施設への支援

施設での生活を希望する障害のある人が、自分らしい暮らしを維持していくために、障害の状況に合った支援が必要です。

(2)　障害福祉計画の課題の整理

平成 18 年に策定した「帯広市障害福祉計画」の数値目標やサービス見込み量と、現在までの利用実績などを比較しながら現状を把握し、以下のように課題と取り組む重点項目を整理しました。

①現状の把握

●相談支援などの地域生活支援事業の利用は、計画の見込量と利用実績が、ほぼ同じ数値で推移しています。

●障害福祉サービスについての利用者は、年度ごとに概ね増加してきていますが、地域生活への移行目標と実績に差があるため、地域移行を想定して「量」を設定した数値目標との差が大きくなっています。

②課題の整理

施設などから地域生活への移行を促進することが課題であることから、障害のある人やその家族に対し、地域生活への不安を解消するとともに関心を高める施策が必要です。

また、地域移行には、居住支援や就労支援、障害福祉サービスなどの調整を図る総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

③取り組む重点項目

●施設などから地域生活への移行の促進

●就労支援の強化

●相談支援体制の充実

（3）　当事者へのアンケート調査結果を踏まえた課題の整理

第二期帯広市障害福祉計画と、この計画を策定するにあたり、1,300 人の障害のある人にアンケート調査を実施し、585 人（回答率 45%）から回答がありました。このアンケートは、第一期障害福祉計画時に実施したアンケート結果と比較できるよう同じ設問項目も含め作成し実施しています。以下に大きな特徴をまとめ、今後の課題として整理しました。

①年齢構成について

回答者の年齢構成は以下のとおりです。

●身体障害者は、60 歳以上の回答者が多い。

●知的障害者は、18 歳未満の回答者が多い。

●精神障害者は、40 歳以上 59 歳未満の回答者が多い。

このことから、障害特性・年齢層・生活環境など、障害のある人の状態や状況に応じた施策が必要となります。

②将来の居住先について

「将来どのように生活をしたいですか」という設問で、今回の回答ではグループホームなどと回答した人が前回と比較して 10 ポイントアップしています。また、北海道が実施した施設入所者への意向調査の結果からも、施設以外で生活を希望する人が多いことなどから、地域で生活をするための相談、居住、就労、サービスなどの支援体制を構築する必要があります。

③相談体制について

「困ったときに誰に相談するか」という設問の回答からは、相談支援事業者と回答した人が少ない反面、地域で生活をしていく上で専門的知識を持った相談員が継続的に支援をしてくれることを望む人が多いことから、相談支援体制について一層の充実を図る必要があります。

④ノーマライゼーションの理解について

「障害者が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」を目指しノーマライゼーションの理念が浸透するよう事業を推進しています。しかし、アンケート調査の結果では、「理解が広がっていない」と回答した人が多く、知的、精神障害のある人からは、「差別を受けたと感じたことがある」と回答した人が多くみられます。このことから、障害によっての理解不足が要因と考えられるため、障害のある人あるいは障害についての正しい理解を働きかけることや交流の機会を設けることなどが必要です。

⑤今後のまちづくりについて

「帯広市のまちづくりで今後重点的にすすめるべきものは」との設問の回答は以下のとおりです。

- ●身体障害者では、障害者に配慮した道路・建物などの整備と福祉サービスの利用手続きの簡略化が上位を占めています。
- ●知的障害者では、地域で生活するための支援の充実と就労支援や通所サービスの充実が上位を占めています。
- ●精神障害者では、理解を広げるための教育・広報活動の充実、地域で生活するための支援の充実が上位を占めています。

以上のことから、それぞれの障害の状況を理解したうえでの施策が必要です。

⑥「現在の悩み」について

介護者への設問で「現在の悩みについて」の回答には、三障害とも将来への不安と自分の健康への不安が上位を占めています。また、相談する上での課題については、「どこに相談していいのかわからない」、「提供してくれる情報が不十分」、「相談先まで行くのが大変」などの意見が多いことから、相談支援体制、情報提供について検討します。

３　計画の策定経過

障害者計画は、その内容が広範多岐にわたっており、障害のある人をはじめ、幅広い意見を反映させる必要があるため、以下のとおり体制を組み計画の策定にあたりました。

（１）　策定体制

①　帯広市地域自立支援協議会　障害者計画策定部会での協議

障害者団体や教育、福祉関係事業者など、帯広市の障害福祉関係機関などで構成する同協議会の中に部会を設置し、計画内容の協議を行いました。

②　帯広市健康生活支援審議会　障害者支援部会での審議

帯広市が設置している医療、教育などに従事する専門家、学識経験者などで構成される同審議会の障害者支援部会で計画内容の審議を行いました。

③　帯広市障害者計画庁内策定委員会での検討

全庁的に取り組み体制を整備する必要があるため、計画の各施策に関係する各部署で構成する「第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会」を設置し内容を検討しました。

（２）　意見の反映

①　障害のある人へのアンケート調査の実施

計画策定のため、障害のある人の生活状況や施策への意見などを把握し、策定の基礎資料とするため障害者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

②　意見交換会の実施

障害者関係団体などとの意見交換会を実施しました。

③　パブリックコメントの実施

平成２１年１２月１０日から平成２２年１月１２日までパブリックコメントを実施しました。

第３章　障害のある人の状況

第３章　障害のある人の状況

1　帯広市の人口及び世帯数の推移

（1）帯広市の人口の推移

帯広市の人口は、主に自然増を要因として毎年微増を続けてきましたが、平成１４年以降減少しています。

【表 1】　（単位：人）

項　目	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度
人口	171,132	170,907	170,893	170,286	169,156	168,532
男	82,387	82,254	82,120	81,699	81,047	80,620
女	88,745	88,653	88,773	88,587	88,109	87,912

資料：帯広市住民基本台帳（各年度末現在）

（2）帯広市の人口と世帯数の推移

帯広市の世帯数は、毎年増加傾向にあり、平成 20 年度の世帯数は 79,755 世帯となっています。

【図 1】　（単位：人、世帯）

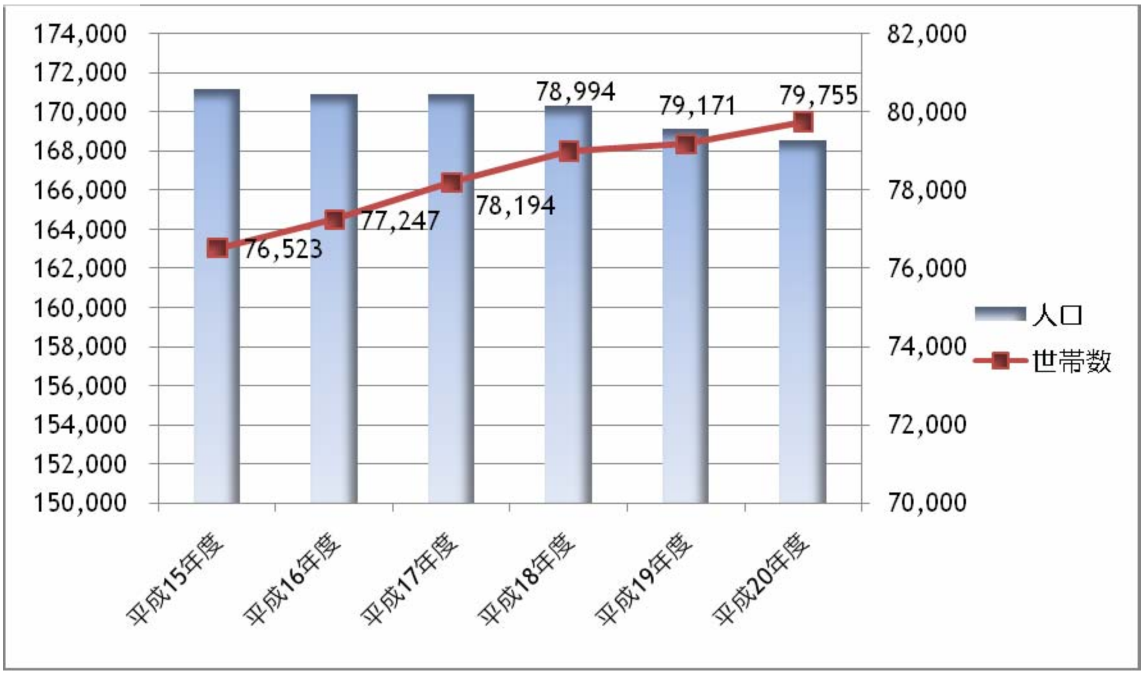

資料：帯広市住民基本台帳（各年度末現在）

2　帯広市の人口に対する障害のある人の推移

（1）人口に対する障害のある人の推移

帯広市には、身体障害、知的障害、精神障害を合わせると平成 20 年度では、約 14,000 人の障害のある人が暮らしています。また、障害のある人は年々増加しており、帯広市の人口の約 8%の人が身体、知的、精神いずれかの障害があります。なお、身体障害者は身体障害者手帳交付者数、知的障害者は療育手帳交付者数、精神障害者数については精神疾患などで通院や入院などの治療を受けている人の数となっています。

【図 2】　　（単位：人）

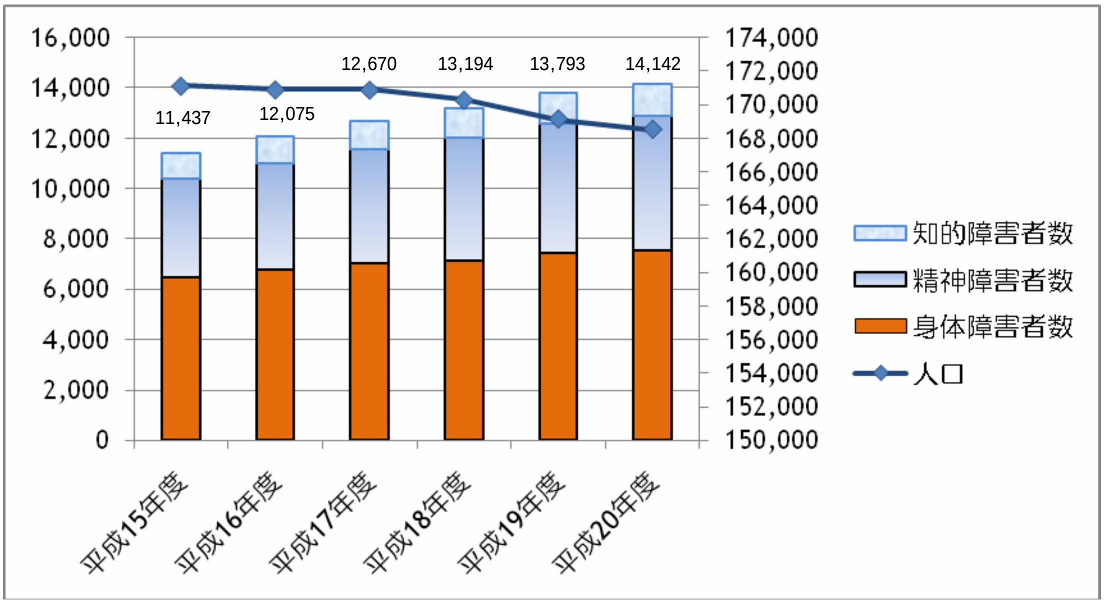

資料：十勝保健福祉事務所、帯広市住民基本台帳、帯広市障害福祉課調べ

（各年度末現在※精神障害者数は各年 12 月末現在）

（２）障害別の人数と年度別推移

障害別の人数と年度別推移は増加傾向にあり、平成 20 年度は平成 15 年度に比べ、身体障害は 16.3%、知的障害は 23.4%、精神障害は 35.8%増加しています。

なお、身体障害者は身体障害者手帳交付者数、知的障害者は療育手帳交付者数、精神障害者数については精神疾患などで通院や入院などの治療を受けている人の数を掲載しています。

【表 2】　（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
身体障害	6,487	6,776	7,048	7,140	7,454	7,546
知的障害	1,030	1,068	1,126	1,175	1,207	1,272
精神障害	3,920	4,231	4,496	4,879	5,132	5,324
合　計	11,437	12,075	12,670	13,194	13,793	14,142

資料：十勝保健福祉事務所、帯広市障害福祉課調べ
（各年度末現在※精神障害者数は各年 12 月末現在）

（３）障害のある人の比率

障害別の比率は、身体障害者が全体の半数以上となっています。

【図 3】

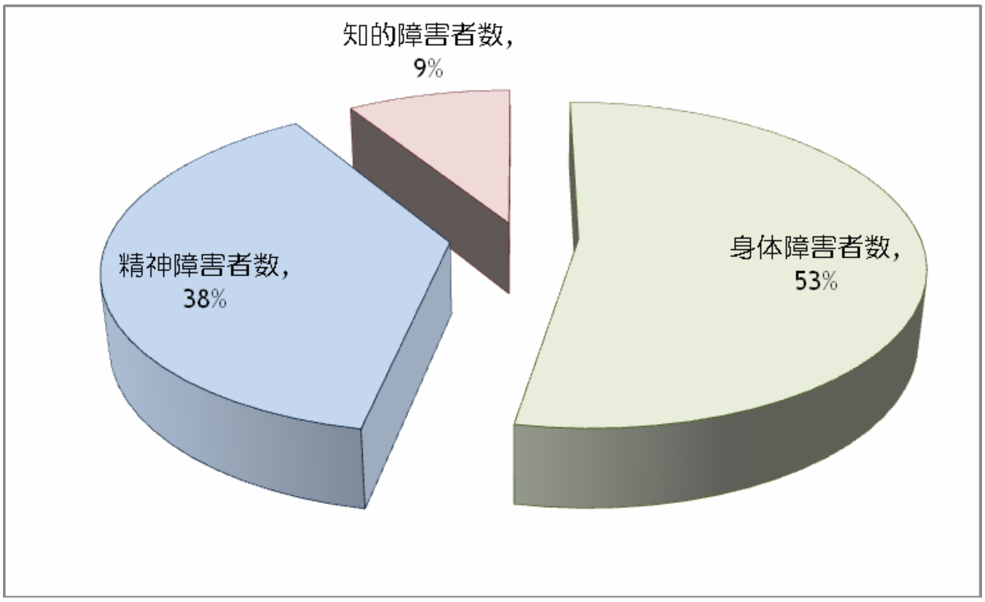

資料：十勝保健福祉事務所、帯広市障害福祉課調べ
（平成２０年度末現在※精神障害者数は各年 12 月末現在）

3　身体障害者(児)の現状

（1）身体障害者手帳の程度別推移

身体障害者手帳の程度別の内訳は、「1 級」が最も多く、次いで「4級」、「2級」の順となっています。

【表 3】　　（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1　級	2,001	2,115	2,177	2,202	2,304	2,342
2　級	1,334	1,368	1,392	1,373	1,408	1,403
3　級	885	938	986	998	1,038	1,040
4　級	1,359	1,429	1,523	1,576	1,677	1,719
5　級	487	489	521	548	551	555
6　級	421	437	449	443	476	487
合　計	6,487	6,776	7,048	7,140	7,454	7,546

資料：帯広市障害福祉課調べ（各年度末現在）

（2）身体障害者手帳の交付状況の推移

身体障害者手帳の交付状況の推移は、平成１５年度の 6,487 人から平成２０年度には 7,546 人となっています。

【図 4】　　（単位：人）

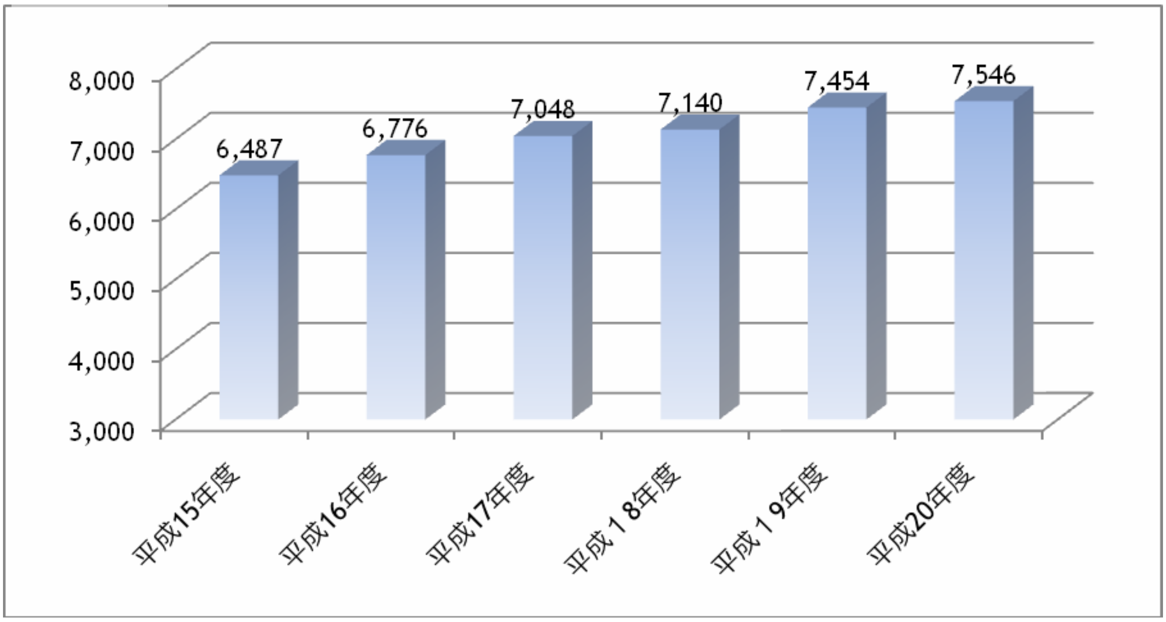

資料：帯広市障害福祉課調べ（各年度末現在）

（３）身体障害者手帳の程度別・種類別の交付状況

身体障害者手帳の程度別・種類別の交付状況は、内部障害の「１級」が最も多く、次いで肢体不自由の「４級」、肢体不自由の「１級」と「２級」の順となっています。また、１級と２級で全体の約半数となっています。

【表 4】（単位：人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合　計
肢　体	1,019	1,019	631	1,104	507	168	4,448
視　覚	151	128	42	21	44	30	416
聴　覚	28	230	105	225	4	289	881
音　声	0	5	39	27	0	0	71
内　部	1,144	21	223	342	0	0	1,730
合　計	2,342	1,403	1,040	1,719	555	487	7,546

資料：帯広市障害福祉課調べ（平成 21 年３月末現在）

（４）身体障害者手帳の種類別の比率

身体障害者手帳の種類別の比率は、「肢体不自由」が最も多く、５９%となっています。

【図 5】

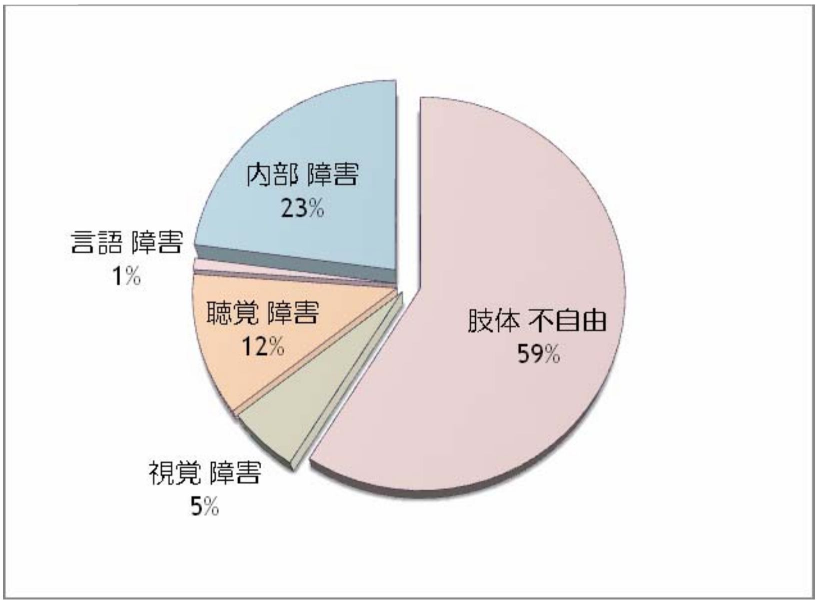

資料：帯広市障害福祉課調べ（平成 21 年３月末現在）

（５）身体障害者手帳交付者の年齢構成

身体障害者手帳交付者の年齢構成は、６５歳以上が最も多い比率であり、７０%となっています。

【図 6】

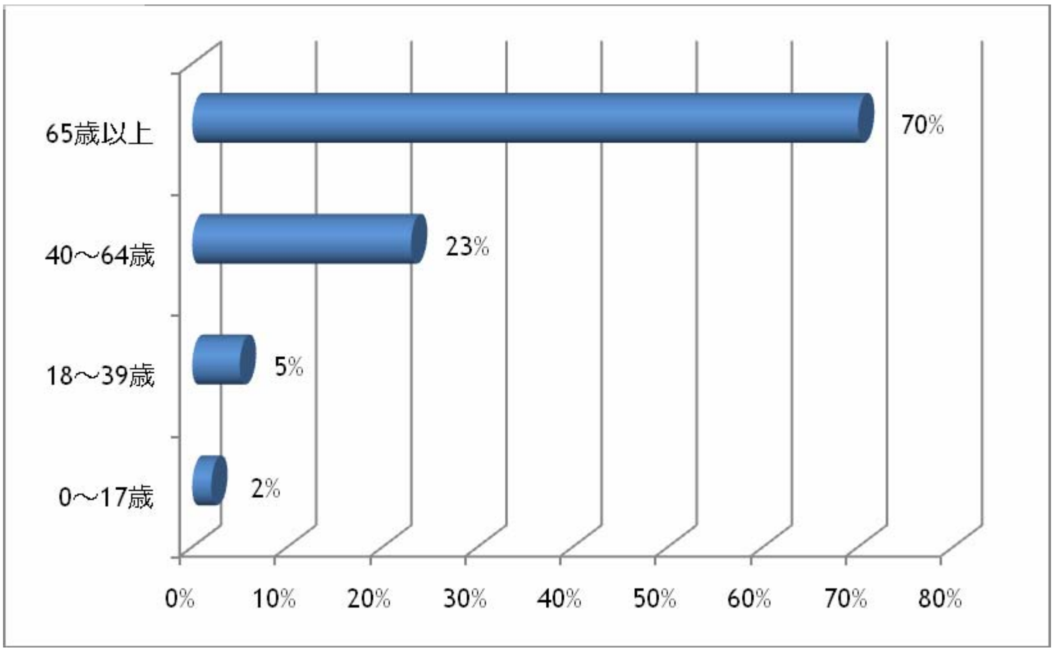

資料：帯広市障害福祉課調べ（平成２１年３月末現在）

4　知的障害者(児)の現状

（1）療育手帳の交付状況（内訳）

療育手帳の交付状況は、１８歳以上の療育手帳「B」の割合が最も多くなっています。１８歳未満の比率は、全体の３割程度を占めています。

【表 5】　（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
療育(児・A)	92	85	88	87	84	87
療育(児・B)	126	153	170	182	203	239
小　計	218	238	258	269	287	326
療育(者・A)	333	345	365	388	398	407
療育(者・B)	479	485	503	518	522	539
小　計	812	830	868	906	920	946
合　計	1,030	1,068	1,126	1,175	1,207	1,272

資料：帯広市障害福祉課調べ（各年度末現在）

（2）療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移は、平成１５年度の 1,030 人から徐々に増加傾向にあり、平成２０年度には 1,272 人となっています。

【図 7】　（単位：人）

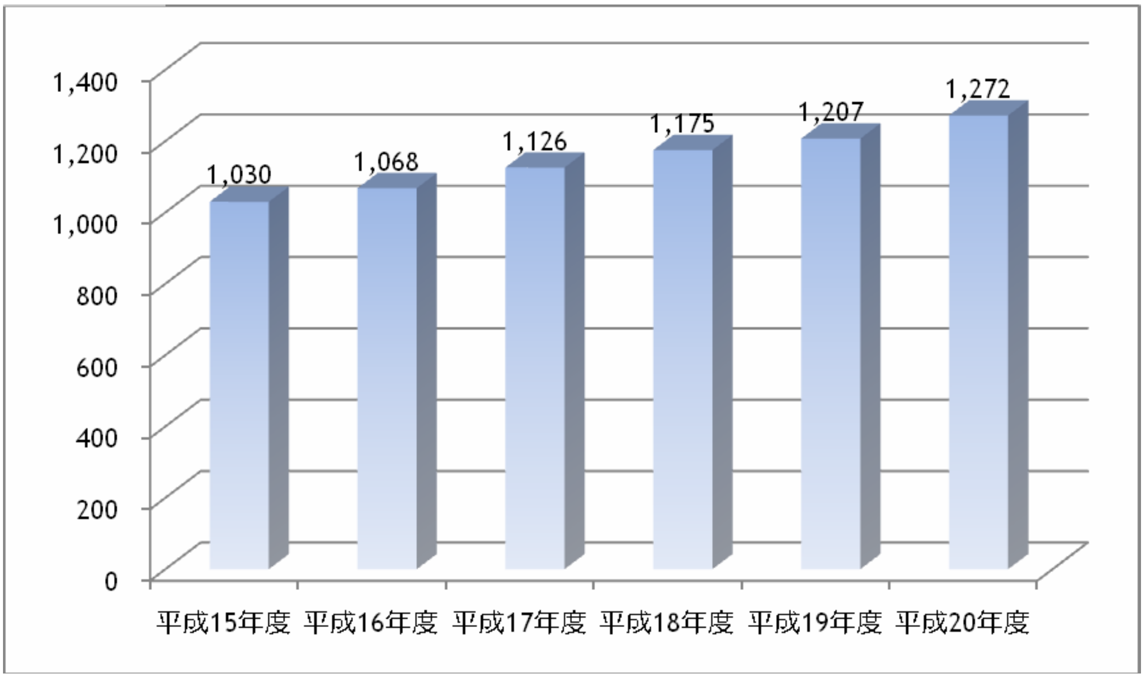

資料：帯広市障害福祉課調べ（各年度末現在）

（３）療育手帳の交付状況（等級別・年齢別）

等級別と年齢別の療育手帳の交付状況の推移は、療育（児・Ｂ）、療育（者・Ａ）・療育（者・Ｂ）は増加傾向となっています。

【図 8】　（単位：人）

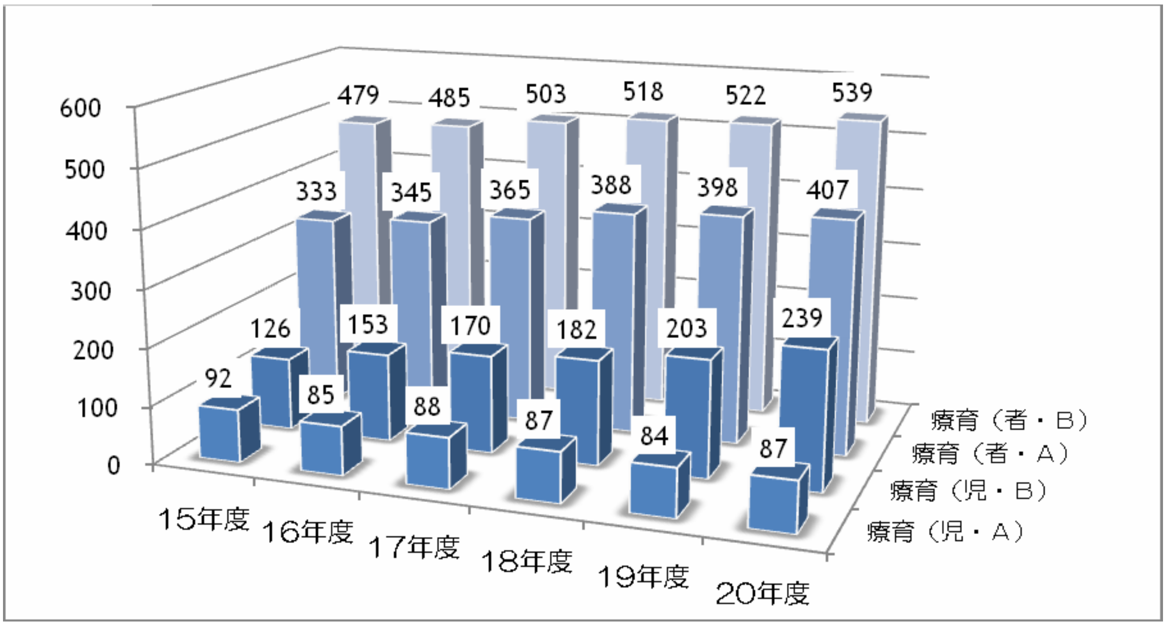

資料：帯広市障害福祉課調べ（各年度末現在）

（４）療育手帳交付者の年齢構成

療育手帳交付者の年齢構成は、１８～３９歳が最も多くなっています。

【図 9】　（単位：人）

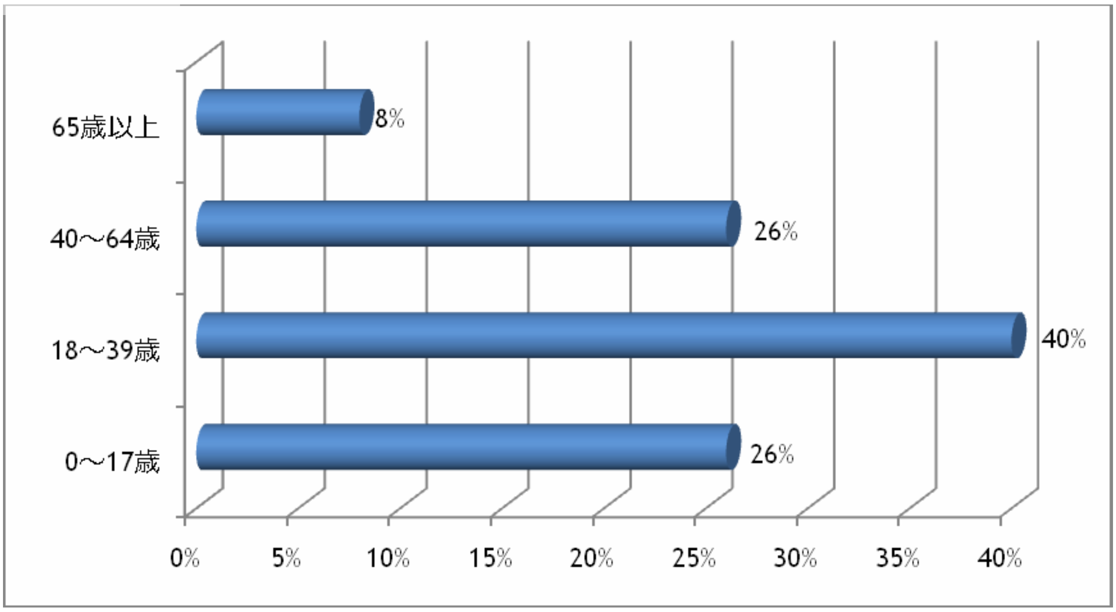

資料：帯広市障害福祉課調べ（平成 21 年３月末現在）

5　精神障害者の現状

（1）精神障害者の状況

医療機関で通院や入院など治療を受けている人は、平成 20 年度では 5,324 人います。入院は措置入院や医療保護入院などの数、通院は自立支援医療による通院などの数、その他は医療保護入院をしたことのある人や公費を負担した人の数を掲載しています。

【表 6】　（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入院	244	306	303	367	399	382
通院	2,347	2,474	2,600	2,748	2,797	2,802
その他	1,329	1,451	1,593	1,764	1,936	2,140
合計	3,920	4,231	4,496	4,879	5,132	5,324

資料：十勝保健福祉事務所（各年 12 月末現在）

（2）精神障害者の推移

精神障害者数の推移は、平成 15 年度の 3,920 人から平成 20 年度には 5,324 人となっています。

【図 10】　（単位：人）

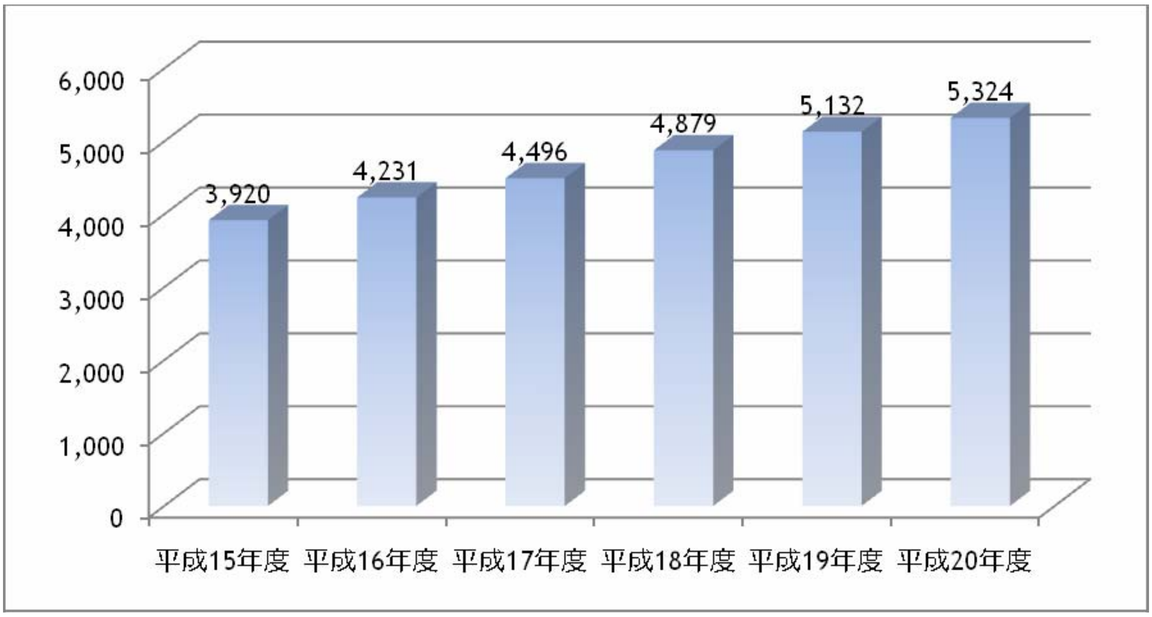

資料：十勝保健福祉事務所（各年 12 月末現在）

（3）精神障害者保健福祉手帳及び通院医療費受給者証の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況は、「２級」が最も多くなっています。通院医療費受給者証の交付状況については、大きな変動はなく緩やかに推移しています。

【表 7】　　（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
手帳 1 級	75	77	69	64	86	91
手帳 2 級	387	422	486	496	563	568
手帳 3 級	91	98	139	165	185	192
手帳所持者	553	597	694	725	834	851
通院医療費受給者	2,038	2,226	2,382	2,322	2,237	2,247

資料：十勝保健福祉事務所（各年度末現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移は、「２級」が最も多くなっており、年々増加しています。

【図 11】　　（単位：人）

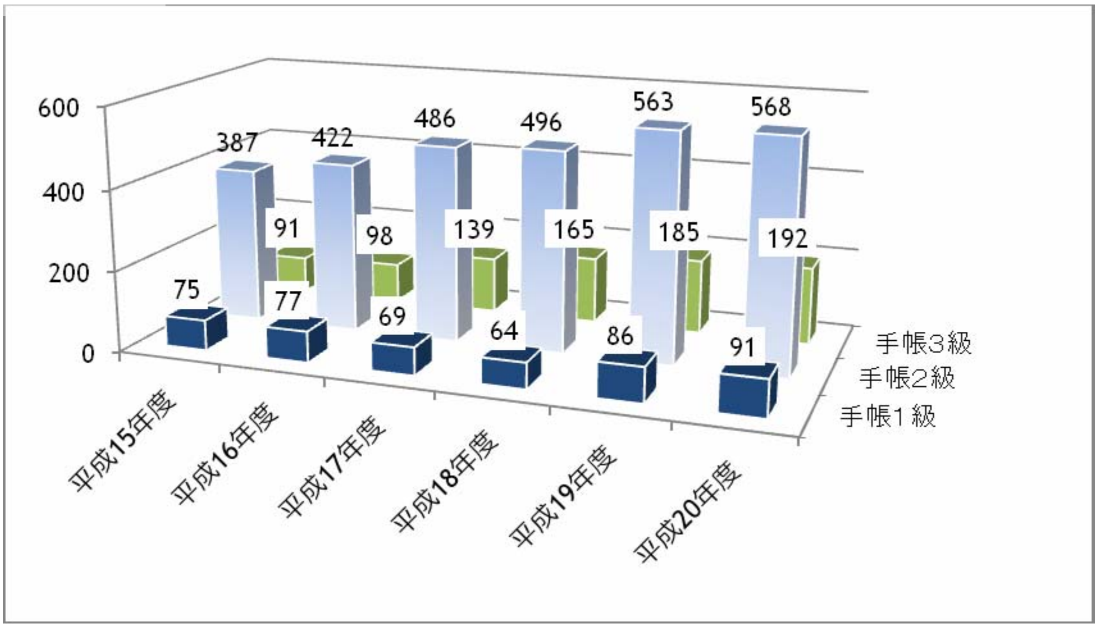

資料：十勝保健福祉事務所（各年度末現在）

（５）精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢構成

精神障害者手帳交付者の年齢構成では、４０～６４歳が最も多くなっています。

【図 12】

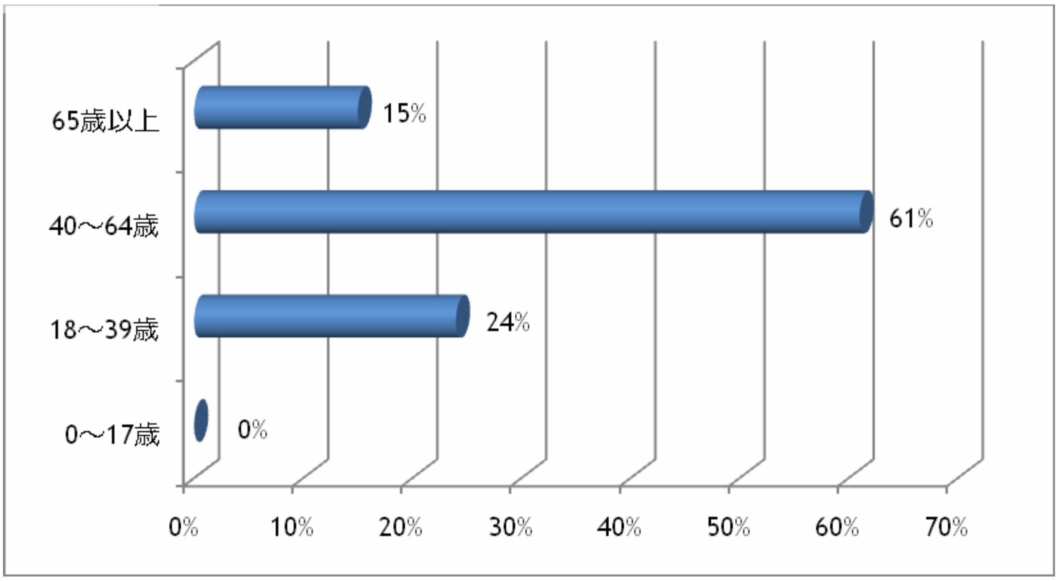

資料：十勝保健福祉事務所（平成２１年３月末現在）

第４章　計画が目指すもの

第４章　計画が目指すもの

1　計画の基本的理念

国が障害者基本法で掲げている「共生社会」は、障害のあるなしにかかわらず国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害のある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会であり、この第二期帯広市障害者計画は、自立と共生の理念のもとに「共生社会」の実現を図ります。そして、市民だれもが社会の大切さを理解するとともに、必要な配慮と支援ができる仕組みをつくり、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指します。

また、障害のある人の権利擁護と合理的配慮という概念を導入した「障害者権利条約」が国連で採択されたことにかんがみて、国や北海道の動きを踏まえながら新たな取り組みをすすめていきます。

2　計画の目標

障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

3　計画の基本的視点

（1）　障害者理解の促進

・・・誰もが暮らしやすいまちにするために・・・

障害や障害のある人についての正しい理解を深めるため、市民の意識啓発や交流機会を拡大し、ノーマライゼーション理念の定着を図ります。

（2）　生活の支援の充実

・・・地域で当たり前に暮らし続けるために・・・

障害のある人が、安心して地域生活を送れるよう、障害者福祉サービスを充実するとともに、個々の障害に応じた福祉サービスの情報提供や相談体制を充実します。

（3）　自立した地域生活への支援の充実

・・・自分らしく生き生きと暮らすために・・・

障害のある人が自立した地域生活を送るため、居住環境の整備を促進するとともに、文化やスポーツ活動への支援を通じて、障害のある人の社会参加を促進するほか、意欲や能力に応じて働けるよう就労支援を充実します。

4　施策の体系

計画の目標	計画の基本的視点	施策の展開方向
障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。	Ⅰ．障害者理解の促進	１．理解と交流の促進
		２．暮らしやすいまちづくりの推進
	Ⅱ．生活支援の充実	３．生活支援の充実
		４．相談支援と情報提供の充実
		５．療育・教育の充実
	Ⅲ．自立した地域生活への支援の充実	６．生活環境の整備促進
		７．社会参加と地域生活支援の充実
		８．就労支援と日中活動の充実

第５章　施策の展開

第５章　施策の展開

1　理解と交流の促進

現状と課題

　帯広市ではこれまで、障害のある人が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指し、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもとに、障害福祉施策をすすめてきました。

　しかし、この計画を策定する上で実施したアンケート調査のうち、「あなたは、日常生活の中で障害があることによる差別を感じたことがありますか？」との問いに、「ある」と答えた人は身体障害者では 15%、知的障害者では 37%、精神障害者では 32%でした。この結果からも、まだ社会には差別や偏見が存在しており、また、障害種別によっても違いがあることがあらためてわかりました。

　すべての人々からこころの壁を取り除く「心のバリアフリー」の理念の浸透を図るために、障害及び障害のある人についての理解を促進していく必要があります。

推進方向

　障害や障害のある人に対する市民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人が地域において自立して生活し、障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、その理念の普及を図ります。また、障害のある人があらゆる分野の活動に意欲を持って積極的に参加できる環境を整えます。

施　策

1．理解促進のための啓発・広報活動などの充実

（１）　障害及び障害のある人に対する市民の理解を深めるため、出前教室や福祉機器の展示会などの啓発・広報活動を積極的に展開していきます。

（２）　広く障害のある人の福祉について、関心と理解を深めるため「障害者週間」（12月３日～12月９日）や「発達障害啓発週間」（４月２日～４月８日）の事業を充実していきます。

（３）　ノーマライゼーションの理念を具現化するため、ノーマライゼーション推進地区の活動を促進していきます。

（４）「福祉のひろば」などでの作品の展示や授産品の販売を通じて、障害のある人の活動や取り組みへの理解を広げていきます。

2．交流の場の充実

（１）理解や交流を深めるため障害のある人や障害者支援施設と地域住民が一体となった事業を実施していきます。

（２）障害のある人が地域住民と交流する場として、町内会活動への積極的な参加を促進していきます。

（３）保育所、小学校などにおいて、子どもの頃から障害のある人とのふれあいの機会を充実していきます。

3．障害のある人の交流支援

（１）障害者団体などが、スポーツ・文化、ボランティア活動及び会員相互の親睦活動を主体的に行えるよう支援していきます。

（２）障害者団体や当事者グループなどの設立や活動を支援し育成していきます。

2 暮らしやすいまちづくりの推進

現状と課題

平成 18 年 12 月、国連において障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約、いわゆる「障害者権利条約」が採決され、我が国は平成 19 年９月に署名しています。この条約は平成 20 年５月３日に発効されており、現在、締結を目指した作業がすすめられています。

また、こうした流れを受け、国内においても平成２１年３月に北海道が「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）を制定しています。

障害のある人が、障害のない人とあらゆる場面で同じように日常生活・社会生活を送るためには、障害を理由とした差別や不利益な扱いを受けないようにするだけではなく、「実質的に同等の日常生活または社会生活に配慮すること」いわゆる「合理的配慮」の考え方が必要であり、これが国連の権利条約や「北海道障がい者条例」の基本的考え方にもなっています。

今後、障害のある人が暮らしやすいまちにしていくためには、障害のある人を理解し、配慮の心が育まれる幅広い施策の展開が必要です。

推進方向

障害のある人の権利が擁護され、いかなる差別、虐待も受けることがない暮らしやすいまちづくりを推進するため、国や北海道の取り組みと連動しながら施策を展開していきます。

また、共に生活する地域住民の理解や協力のもとに、障害のある人への配慮や支援を提供することができる地域づくりを推進するとともに、差別や偏見などの心の障壁をなくす「心のバリアフリー」をすすめ、誰もが障害のある人に自然に手助けをすることのできる、人にやさしいまちづくり、そして、人がやさしいまちづくりをすすめます。

施　策

1．暮らしやすいまちづくりの推進

（１）　障害のある人に対する市民の理解を促進し、「障害者権利条約」や「北海道障がい者条例」への関心や理解を深めるための周知を図ります。

（２）　障害のある人への配慮や支援についてのマニュアルを作成し、公共サービス窓口や関係機関へ配布し活用を促すとともに、「合理的配慮」についての考え方を普及します。

（３）　障害のある人が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具などに対する理解を促進するとともに、円滑に利活用するために必要な配慮について周知を図ります。

（４）　国際シンボルマークをはじめ、さまざまなシンボルマークや表示について正しい理解と普及に努めます。

2．人に（が）やさしいまちづくりの推進

（１）　関係機関と連携を図りながら、障害のある人の人権や権利擁護についての理解や意識啓発をさまざまな機会を通じてすすめます。

（２）障害のある人の成年後見制度について、関係部署、社会福祉協議会などと連携しながら取り組みを強化していきます。

（３）虐待や差別を防止するため、パンフレットやリーフレットなどによる啓発を行うとともに、関係機関と連携を図り、その未然防止に努めます。

3．障害のある人の意見の反映

（１）　障害のある人やその家族、関係者などの意見を施策に反映させるため、定期的に協議する場を確保します。

（２）　まちづくり全般にわたって、障害のある人の意見を反映させるため、各種付属機関の委員に可能な限り障害のある人の参画をすすめます。

（３）　障害者団体との懇談会など、さまざまな機会を通じて障害のある人のニーズの把握に努めます。

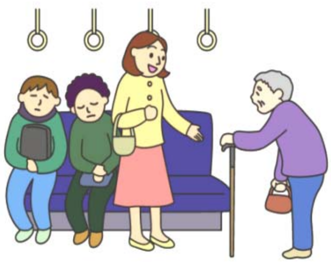

4．ボランティア活動の推進

（１）　市民のボランティア活動に対する意識を啓発するとともに、活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

（２）　障害者団体などの活動や行事を支援するボランティア団体を育成し、障害のある人に対する支援体制を整備していきます。

（３）　ボランティアセンターの機能やボランティアリーダーなどの研修を充実し、指導者の養成・確保をすすめていきます。

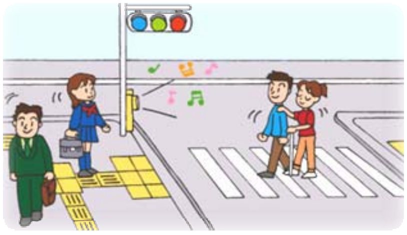

【障害者のための国際シンボルマーク】

障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。
※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害のある人を限定し、使用されるものではありません。

3 生活支援の充実

現状と課題

帯広市は、これまで、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らしていくため、障害福祉サービスなどによる生活支援の充実に向け、障害福祉計画を策定し計画的に福祉サービスが提供されるよう取り組みをすすめてきました。

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ、地域で自立した生活を継続的に営むためには、必要な障害福祉サービスや種々の生活支援の安定した提供と質的向上に努める必要があります。

また、近年、脳血管疾患や心臓病など病気の後遺症による中途障害者の増加がみられ、障害の原因となる疾病や生活習慣病などについての保健知識の普及、及び健康についての意識啓発の重要性も高まっています。

推進方向

障害のある人が、自分の選択した場所で希望する生活ができるよう、個人の多様なニーズに対応した福祉サービスを充実するとともに、生活支援体制の整備を計画的に推進し、障害のあるなしにかかわらず、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制づくりを目指します。

また、こうした障害福祉サービスや生活支援に加えて、障害のある人の生活を支える障害年金や各種手当、各種助成などの制度が活用されるよう周知に努めます。

さらに、地域で生活を続けていくための基本的なニーズである健康を維持するため、各種健診を行うとともに、健康相談、健康教育を実施しながら、障害のある人が、地域社会の一員として生き生きと安心して生活を送れるよう生活支援の充実を図ります。

施　策

1．障害福祉サービスの提供体制の充実

（１）　障害のある人の生活を支えるため、障害の状態や生活状況に応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。

（２）　障害福祉サービスを公平・公正に提供するため、ガイドラインやマニュアルを作成するなど関係事業者への指導及び情報提供をすすめます。

（３）　障害のある人のニーズに応じた福祉サービスなどが提供できるよう、事業従事者への研修などを実施し資質の向上を図ります。

2．生活支援・在宅支援の充実

（１）施設で生活する人に対し暮らしやすい環境を提供するため、障害者支援施設等への種々の支援を行います。

（２）重度身体障害者のみの世帯や聴覚障害者世帯の緊急事態に臨機な対応ができる体制を整備し、日常生活上の安全を確保するとともに精神的な不安を解消します。

（３）緊急時や一時的な生活支援を必要とする人に対し、日常生活や家事に対する支援などを行うことにより、安心した生活の充実を図ります。

（４）身体に障害のある人の身体機能の補完や、日常生活の便宜を図るために福祉用具の給付制度の普及に努めていきます。

（５）　各種交通機関における運賃などの助成を行い、負担の軽減を図ります。

（６）　重度障害者に対し、負担軽減を図ることを目的とした特別障害者手当などの各種制度の周知を図ります。

3．保健・医療の充実

（１）　障害により医療を受けている人に対し、医療費の助成を行います。

（２）　健康相談・健康教育などの機会を通じて、障害の原因となる疾病などの予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

（３）　障害の原因となり得る生活習慣病などの予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率向上を図ります。

（４）　市民一人ひとりが自殺予防に対する認識を持ち、行動できるよう、自殺予防の普及啓発に取り組みます。

（５）　地域で安心して暮らすことができるよう、救急医療の体制充実に努めます。

（６）障害のある人の健康増進や機能回復などを目的としたトレーニングを支援し、自立と社会復帰を促進します。

【身体障害者標識】

肢体不自由者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【耳マーク】

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある人は見た目ではわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いいたします。

4　相談支援と情報提供の充実

現状と課題

障害のある人やその家族が地域で自立した生活を送るためには、情報の提供や助言などを行う相談支援が重要であり、第二期障害福祉計画でも重点項目に掲げ取り組んできています。特に、相談支援事業者をはじめとする障害福祉関係機関で構成する帯広市地域自立支援協議会を設置し、地域における障害のある人を支える仕組みづくりをすすめてきています。

しかし、アンケート調査の結果などからも、身近に相談する場所として相談支援事業者の認知度は、まだ十分とはいえない一方で、専門的知識を持った人に継続的に支援してもらうことを望んでいる結果が出ており、相談支援事業者の周知を図り活用されることが喫緊の課題となっています。

障害のある人が自分の望む地域で安心して生活を送るためには、身近なところでいつでも気軽に相談することができ、必要な情報が手軽に得ることができる体制づくりが必要です。

推進方向

相談支援は、幅広いニーズや課題に対して支援や助言などが必要となることから、専門的知識や経験を有する相談支援事業者をはじめとする各関係機関との連携を強化し、障害のある人を支える地域の福祉力の向上を図ります。

そして、障害のある人が望む暮らしを実現していけるようケアマネジメントを活用し、障害福祉サービスなどの制度や地域の資源を組み合わせて利用することを継続的に支援していくことができる体制づくりを目指します。

今後、障害のある人が地域社会の一員として、身近なところでいつでも気軽に相談や支援を受けることができ、さまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供体制の構築を図ります。

施　策

1．相談支援体制の構築

（１）障害のある人やその家族のライフステージの変化に応じて、切れ目のない相談支援の提供ができるよう関係機関が連携し、一貫した相談支援体制の構築を目指します。

（２）障害のある人のさまざまな相談に応じ、関係各課の種々の手続きが行えるよう、総合相談窓口システムの充実を図るなどサービスの向上に努めます。

（３）地域の障害者福祉に関するシステムづくりについて協議をする場として、帯広市地域自立支援協議会の運営を強化していきます。

（４）相談支援を効果的に実施するためのネットワークの構築や連携強化などを図っていきます。

（５）障害のある人がいつでも気軽に相談することができるよう、民間の指定相談支援事業者の拡充を図るとともに、周知及び活用を促進します。

（６）障害のある人の多様なニーズに応えられるよう、専門的知識と技術を備え、総合的に支援の調整を図ることができる体制の確立を図ります。

2．相談支援の充実

（１）　障害のある人やその家族の状況やニーズに応じて、ケアマネジメントを効果的に活用しながら相談支援の充実を図ります。

（２）　障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、同じ経験や共通点のある人が相談やアドバイスにあたるピアカウンセラーやペアレントメンターの活用を図っていきます。

（３）　技術や経験を有する相談支援専門員をはじめとする福祉専門職の人材の確保や養成、資質向上を図ります。

（４）　相談支援従事者への研修を実施し、スキルアップを図ります。

3．情報提供の充実

（１）障害のある人がさまざまな機会や場を通じて、各種制度や福祉サービスなどに関する情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報共有化を図ります。

（２）福祉ガイドの充実を図るとともに、地域のサービスなどが利用しやすいように、社会資源マップを作成します。

（３）障害のある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、インターネットを利用した情報提供システムを検討します。

（４）福祉機器や情報機器の利用の仕方や操作方法の講習などを実施し利活用を促進します。

（５） 聴覚障害者の意思疎通を円滑にするために手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣を行います。

（６）行政情報が円滑に提供されるよう、各種情報メディアの特性を活かした運用を図ります。

4．地域生活移行の推進

（１） 障害のある人やその家族へ地域生活移行に関する情報の提供や、必要な支援の提供などを行います。

（２） 施設入所者や入院中の精神障害者に対し、入所、入院時点から相談支援専門員がケアマネジメントを行いながら、地域生活への円滑な移行を促進していきます。

（３） 相談支援事業者が中心となり居住場所や就労支援についての相談支援や、必要な福祉サービスなどの提供を総合的に調整するシステムの構築を目指します。

5 療育･教育の充実

現状と課題

障害のある子どもが個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育への取り組みが大変重要です。

帯広市では、これまで、出生から乳児期、幼児期にかけて医療機関からの情報や、乳幼児健診や家庭訪問などさまざまな機会を通じて、療育機関と連携しながら必要な支援をしてきています。また、全ての認可保育所（園）と児童保育センターにおいて障害のある子どもの受け入れをしてきています。

教育を受けることは、すべての児童生徒にとっての権利であり、本人の自主性や主体性を尊重したものである必要があります。このような教育をすすめていくには、「特別支援教育」の理念に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導体制を充実させることが必要です。

帯広市では、特別支援学級の設置や特別支援教育補助員の配置など、特別支援教育の充実を図ってきています。

障害に応じて、その子どもに合った子育てを行うため、専門家の適切なアドバイスが必要となります。また、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などについて、教育的支援を行うなど療育・教育に特別のニーズがある子どもについて適切に対応していく必要があります。

推進方向

障害のある子どもにとって、早期に適切な療育を受けることは自立した生活を送るうえで大切なことです。相談、母子保健事業、療育を今後も引き続き推進していきます。また、適切な療育をすすめられる環境を整えるため、保健・医療・福祉・教育の連携をすすめます。

発達障害を含む障害のある子どもの一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関の連携により学校における特別支援教育の体制整備をすすめるとともに、教職員が特別支援教育に対する理解を深め、特別支援教育の充実を図ります。

施　策

1.　相談・指導体制の整備

（１）　早期発見、早期療育の視点に立ち乳幼児期からの相談体制の充実を図り、一人ひとりの発達に応じた支援と療育をすすめます。

（２）　障害のある子どもの各ライフステージにおいて、関係機関が適切な役割分担と連携のもと、障害のある子どもや支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な相談体制の構築をすすめていきます。

（３）多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害のある子どもたち個々の実態に即した就学をすすめるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

2.　療育施策の充実

（１）　障害のある子どもたち一人ひとりの障害特性に配慮した個別支援プログラムをすすめます。また、そのために関係機関との連携をより深め体制を充実していきます。

（２）障害のある子どもの健康や育ち・生活実態・特性などを記録し、本人が生涯にわたって安全で安心した生活が送れるよう施策をすすめます。

（３）保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもの受け入れをすすめ、集団生活の中で、ともに成長できるよう子どもの状況に応じた保育や教育を実施します。

（４）特別な支援を必要とする子どもの休日保育や一時保育の受け入れを行います。

（５）子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、小学校、児童保育センターなどとの連携をすすめます。また、特別な支援を必要とする子どもへの理解や配慮を深めるため、保育士などの資質の向上に努めます。

（６）在宅の重症心身障害児（者）に対し、子どもと家族を含めた相談や育児支援をすすめるために交流の場の確保を図ります。

3.　教育施策の充実

（１）　障害のある児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級の設置をすすめます。

（２）　障害のある児童生徒の個々のニーズに応じた補助員の配置など、支援体制の強化を図ります。

（３）　障害のある児童生徒への理解や配慮を深めるため、教職員を対象とした啓発・研修活動を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。

【聴覚障害者シンボルマーク】

世界ろう連盟が定めた世界共通の国際シンボルマークです。1980 年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。

また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。

【聴覚障害者標識】

聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

6 生活環境の整備促進

現状と課題

帯広市では、障害のある人の自立と社会参加を促進し、基本的な生活環境の整備を図ることを目的として「帯広市福祉環境整備要綱」を策定し、公共施設の身体障害者の専用駐車場の整備やオストメイトトイレの設置などユニバーサルデザイン化を図ってきています。

また、障害のある人の居住環境の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに基づく住宅の新築・改築に対し、融資・助成を行ってきています。

今日、地域生活への移行を促進する方向性に重点がおかれる中、地域で生活をすることに対して、障害のある人のニーズや関心が高まってきております。とりわけ新たに地域生活へ移行する人にとっては、居住の場となることが多いグループホームやケアホームの整備促進が課題となっています。

また、安心で安全な地域生活を送るためには、防災・防犯体制の整備が重要であり、町内会を始めとした地域で支える仕組みづくりが必要となります。

推進方向

「障害のあるなしにかかわらず、誰もが利用しやすいように施設、もの、サービスなどに配慮を行う」ユニバーサルデザインを基本とするまちづくりの考え方に基づき、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、障害特性に応じた快適で生活しやすい環境の整備を促進していきます。

そして、すべての人が安心して生活できるよう、居住環境をはじめ、公共交通機関など生活空間のバリアフリー環境を整備していきます。

また、防災・防犯対策を推進するとともに、地域で支え合うまちづくりに取り組み、安心して自立した地域生活を送ることができる環境づくりをすすめます。

施 策

1. 住みよい住環境への支援

（１）障害のある人のニーズに応じたグループホームやケアホームが設置されるよう環境整備に努めます。

（２）バリアフリー化した市営住宅の整備をすすめるとともに、障害のある人に対する入居の優遇措置などの配慮を行います。

（３）障害のある人の入居手続き支援などを行う居住サポート事業を実施していきます。

2. ユニバーサルデザインの推進

（１） 関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組みます。

（２） 障害のある人の居住環境の整備を促進するためユニバーサルデザインに基づく住宅の新築増改築及び改造工事に対し、融資・助成を行っていきます。

（３） 障害のある人の移動や施設利用についての利便性や安全性の向上を図るため、関係機関と連携しながら整備を促進していきます。

（４） 公共建築物をはじめ公園や道路などについて、すべての人が利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

3. 防災・防犯体制の整備

（１） 防災や防犯体制を強化するため民生委員、社会福祉協議会、町内会などの各種団体との連携を深め、支援体制づくりを推進していきます。

（２） 障害のある人を災害などから守るために、障害特性や避難誘導などの支援体制をあらかじめ登録した「おびひろ避難支援プラン」を作成し、避難誘導及び安否確認を円滑、かつ迅速に行うための体制を構築します。

（３） 障害のある人を犯罪による被害から防ぐために、防犯意識の高揚を図るとともに、消費者被害防止のための情報提供に努めます。

（４） 避難所でのコミュニケーション支援など、障害特性に応じた支援ができるよう体制を整備します。また、福祉避難所の設置を検討します。

（５） 災害時などにおける安全を確保するため、GPS 技術や機器などの活用について検討します。

（６）事業者や関係機関との連携を図りながら、災害時における福祉用具などの供給体制を整備します。

【盲人のための国際シンボルマーク】

視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。
信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。
このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートや、ホテル、レストランなどでも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。
補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。
お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

７ 社会参加と地域生活支援の充実

現状と課題

障害のある人が社会参加などの積極的な活動を通じて、自らの個性や能力を発揮し、自己実現を図ることは「こころの豊かさ」を含めた「真の豊かさ」が実感できるうえで、とても大切なことです。

帯広市では、これまで、文化やスポーツなどを通じた社会参加の促進や外出のための支援などを実施してきました。

しかし、アンケート調査の結果などでも、社会参加の機会が増えることを望む意見が多いことから、今後は既存の事業内容の検証を含めて、参加の機会の拡充に取り組む必要があります。

障害のある人が障害のない人とともに社会参加することは、生活の質の向上と「ノーマライゼーション」の理念の実現に不可欠です。

障害のある人の自立した生活を促進するために、社会とのかかわりを増やす取り組みをすすめるとともに、あらゆる活動に参加できる場や機会を提供することが必要です。

推進方向

障害のある人が社会、文化、スポーツなどの活動へ積極的に参加する意欲を高める施策の展開を図るとともに、その機会を増やします。

また、社会福祉協議会やボランティア団体などと連携しながら、障害のある人が主体的に活動に参加できる環境を整備し、障害のある人のニーズを踏まえた事業を実施していきます。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する地域の一員として、生き生きと自分らしく暮らせる社会づくりを目指します。

施　策

1.　社会参加の促進

（1）　障害のある人へのさまざまな学習の機会や幅広い情報の提供ができるよう、講習会や講演会の拡充を図ります。

（2）　障害のある人や障害者団体などが、主体的にさまざまな活動ができるよう支援していくとともに、自らがボランティア活動や町内会活動に積極的に参加できる環境づくりに努めます。

（3）　コミュニケーションの支援を必要とする障害のある人の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者などの養成研修を促進します。

2.　文化・スポーツ活動などの振興

（1）　文化活動の活性化のために、障害のある人の作品を展示する場や活動を通じて交流が図れるよう、さまざまな活動を支援します。

（2）　障害のある人が気軽に参加できる各種競技スポーツの振興や、誰もが楽しめる軽スポーツなどの普及を促進するとともに、体力の維持と向上を図ります。

（3）　情操の安定やリハビリに有効とされる障害者乗馬など、動物と触れ合う機会づくりを進めます。

3.　地域生活支援の充実

（1）　日常生活や社会生活に必要な身体機能や生活能力の向上を図る訓練などを行い、地域生活を支援していきます。

（2）　円滑な地域生活を行うため、中途視覚障害者に対する日常生活訓練、歩行訓練などのリハビリテーションを実施していきます。

（3）　外出の移動が困難な障害のある人に対し、行動範囲を広げることができるよう支援することにより、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。

（4）　家族の就労や一時的な休息の機会を確保する支援を実施します。

（5）　社会復帰に必要な技能、資格の取得のために支援を行います。

8 就労支援と日中活動の充実

現状と課題

障害のある人が、社会参加に対する意欲や働く意志を持って生産活動などを行うことは、地域社会の一員としての観点からも重要なことといえます。

また、地域で自立した生活をしていくための就労は単に収入を得ることにとどまらず、社会参加、自己実現やいきがいにつながる重要な役割を持つことから、帯広市障害福祉計画の中でも就労支援の強化を重点項目の一つに掲げ、取り組んできています。

帯広市では現在、福祉的就労に就く人が増えている状況ですが、その一方では、一般企業で働く障害のある人が、その特性から職場環境に適応することが難しかったり、職場の理解や配慮が不足していることが原因で離職してしまう場合も多く、職場への定着を図るためのきめ細やかな支援が必要とされています。

また、福祉的就労の場である障害者支援施設等においては、受注する仕事量の不足などにより、工賃アップに繋がらないという課題があります。

障害のある人が、地域で生き生きとした暮らしを続けていくためには、多様な就労や日中活動の場や機会を確保し提供できる取り組みが必要です。

推進方向

障害のある人の雇用を促進するため、一般企業に対し、障害のある人の雇用に関する理解、促進を図るとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センターなどとの連携強化を図り、障害のある人の意思や能力に応じたサービスや支援が提供できる体制を構築します。

また、安定して働き続けることができるよう、日常生活や社会生活上の相談・支援を一体的に行いながら、職場定着に向けた支援を行います。

就労につかない障害のある人に対して、創作活動や社会との交流など、日中活動をする場や機会の提供に努めます。

こうした取り組みを通じ、障害のある人が自立した地域生活の中で、自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりをすすめます。

施 策

1．雇用・就労支援の促進

（１） 働くことを希望する障害のある人が、職業的自立を図ることができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、情報提供や相談支援を充実します。

（２） 企業や市民に対し、障害のある人の就労への啓発を図り、地域で働きやすい環境づくりに努めます。

（３） 障害のある人が職場に適応できるよう、職場に対して必要な助言を行うジョブコーチ制度の啓発及び活用を促進します。

（４） 安定して働き続けることができるよう、日常生活や社会生活上の相談・支援を一体的に行いながら職場に定着するための支援を実施します。

（５） 障害のある人の雇用を促進するため、企業に対し障害者雇用について理解を促進するとともに、各種制度を促しながら法定雇用率の向上を図ります。

2．福祉的就労支援の充実

（１） 障害のある人の福祉的就労の機会を確保するとともに、工賃の向上に取り組みます。

（２） 障害者支援施設等に対して、官公需における受注機会の拡大を推進します。

（３） 福祉のひろばなど、障害者支援施設等や障害者団体などで製作した作品を展示・販売する場を拡充して、授産品の販路拡大を促進します。

3. 日中活動の充実

（１） 通所により創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する地域活動支援センター機能の充実を図ります。

（２） 障害のある人の障害特性に適したさまざまな活動が提供できるよう、日中活動の場の確保や新たな社会資源の開発をすすめます。

（３） 休日を中心とした障害のある人の余暇支援に取り組みます。

（４） 子育て、高齢者支援サークルやボランティア団体などとの交流を図り、障害のある人の活動の場や機会の拡充を図ります。

4. 障害者生活支援センター事業の推進

（１）障害のある人の自立した生活に必要な訓練などを実施し、機能回復の促進を図るとともに健康相談を行いながら生活の質的向上を図ります。

（２）保健福祉センターに設置されている地域包括支援総合センター、子育て支援総合センターとの連携強化を図り、障害のある人及びその家族への総合的な相談や情報提供が円滑に行われるよう努めます。

（３）生活に必要な技術や知識を習得するための各種講習会などを実施し、障害のある人の地域生活の充実を図ります。

（４）スポーツ教室や芸術・創作活動など各種講座や社会参加事業などを開催することにより、日中活動の充実を図ります。

（５）障害のある人が、保健福祉センターの利用者や地域住民との交流ができる事業を実施していきます。

【オストメイトマーク】

人口肛門・人口膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解ご協力をお願いいたします。

【ハートプラスマーク】

「身体内部に障害を持つ人」を表しています。内部障害は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、バスなどの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障害のある人への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

資料編

１　帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会委員名簿

No.	部会役職	氏名	団体名
1	部会長	佐藤　幸宏	社団法人帯広市医師会
2	副部会長	畑中　三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
3	委員	坂本　廣子	社団法人帯広身体障害者福祉協会
4	委員	鈴木　捷三	帯広市町内会連合会
5	委員	佐藤　多佳子	公募
6	委員	佐藤　千恵	十勝社会福祉士連絡協議会
7	委員	眞田　清	特定非営利活動法人肢体不自由児者 サポートセンターぽてとハウス
8	委員	坂村　堅二	特定非営利活動法人 十勝障がい者支援センター
9	委員	白木　喜子	帯広市要約筆記サークルたんぽぽ
10	委員	丸山　芳孝	発達障害者支援道東地域センターきら星

２　帯広市地域自立支援協議会　帯広市障害者計画策定部会委員名

（五十音順）

No.	氏名	団体名
1	片平　修	社会福祉法人慧誠会帯広ケアセンター
2	門屋　充郎	特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター
3	眞田　清	特定非営利活動法人肢体不自由児者 サポートセンターぽてとハウス
4	世良田　敏朗	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
5	高橋　延好	社団法人帯広身体障害者福祉協会
6	畑中　三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
7	村瀬　征志	社会福祉法人帯広福祉協会つつじヶ丘学園

3 第二期帯広市障害者計画策定経過

日　程	内　容　等
平成２０年7月２３日（木）	帯広市地域自立支援協議会にて、計画策定アンケート内容の意見聴取
平成２０年8月２５日（月）	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会にて、今後のスケジュールを説明
平成２０年8月２９日（金）	アンケート調査を発送・配布
平成２０年9月２３日（火）	アンケート調査締切り
平成２０年１０月２３日（木）	帯広市地域自立支援協議会にて、アンケート結果の報告及び意見聴取
平成２１年5月２９日（金）	第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会（第１回）
平成２１年6月１９日（金）	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「障害者理解の促進」について検討（第１回）
平成２１年7月１６日（木）	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「生活支援の充実」について検討（第２回）
平成２１年8月２１日（金）	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、「自立した地域生活支援の充実」について検討（第３回）
平成２１年8月27日（木）	帯広市地域自立支援協議会にて骨子（案）について説明
平成２１年9月2日（水）	帯広市健康生活支援審議会障害者部会にて、骨子（案）について説明
平成２１年9月16日（水）	厚生委員会にて骨子（案）について説明
平成２１年11月16日（月）	第二期帯広市障害者計画庁内策定委員会（第２回）
平成２１年11月18日（水）	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会にて、原案について説明（第４回） 帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会にて、原案について説明
平成２１年11月25日（水）	厚生委員会にて原案について説明
平成２１年12月10日（木）	パブリックコメント開始
平成22年１月12日（火）	パブリックコメント終了

4 アンケート調査の主な回答結果

Q. あなたは現在何歳ですか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 0～18 歳	1%	48%	0%
2. 19～29 歳	2%	22%	5%
3. 30～39 歳	3%	17%	15%
4. 40～49 歳	7%	7%	26%
5. 50～59 歳	13%	2%	38%
6. 60～69 歳	22%	2%	14%
7. 70 歳以上	50%	1%	1%
無回答	2%	1%	1%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは将来どのように生活したいですか？

	平成 18 年度	平成 20 年度
1. 一人で生活したい	14%	14%
2. 家族と生活したい	58%	48%
3. 友人と生活したい	2%	1%
4. グループホーム・福祉ホームで生活したい	12%	22%
5. 施設や病院で生活したい	11%	8%
6. その他	3%	3%
無回答	0%	4%
合計	100%	100%

Q. あなたは困ったとき誰に相談しますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 家族や親類	35%	31%	20%
2. 近所の人	3%	2%	2%
3. 民生委員	4%	1%	2%
4. 知人や友人	8%	8%	18%
5. 市役所や保健所・児童相談所	11%	7%	8%
6. 病院の医師や看護師	16%	6%	19%
7. 施設や地域活動支援センターの職員	5%	17%	13%
8. 相談支援事業所の職員	3%	2%	5%
9. 保育所や学校のなどの教職員	1%	14%	1%
10. 親の会などの障害者団体の関係者	2%	6%	3%
11. ボランティア	1%	1%	2%
12. その他	2%	1%	2%
13. 相談できる人がいない	2%	1%	2%
14. 相談する人がわからない	2%	2%	2%
無回答	5%	1%	1%
合計	100%	100%	100%

Q. ノーマライゼーションの考え方が広がっていると思いますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 広がっている	4%	2%	9%
2. 広がってきている	17%	15%	11%
3. どちらともいえない	23%	34%	20%
4. 広がっていない	21%	35%	22%
5. わからない	19%	10%	18%
無回答	16%	4%	20%
合計	100%	100%	100%

Q. ノーマライゼーションの考え方が広がっていないのは、どのようなことからだと思いますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 地域の障害者への理解不足	19%	23%	26%
2. 行政の周知不足	15%	17%	11%
3. 近所の付き合いなど地域社会のつながりが希薄	11%	13%	11%
4. 障害のある人が参加しやすい社会活動の機会	20%	19%	19%
5. 障害のある人を理解する教育の機会	16%	23%	14%
6. その他	1%	1%	4%
無回答	18%	4%	15%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは日常生活の中で障害があることによる差別を感じることがありますか？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. ある	15%	37%	32%
2. ない	41%	13%	27%
3. どちらともいえない	23%	30%	18%
無回答	21%	20%	23%
合計	100%	100%	100%

Q. 現在、悩んでいることはありますか?（介護者への質問）

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 特にない	13%	4%	6%
2. 介助の方法がわからない	1%	1%	1%
3. 対象者との関わり方や接し方	3%	2%	4%
4. 交替できる介助者がいない	4%	6%	2%
5. 身体的な負担が大きい	8%	6%	2%
6. 精神的な負担が大きい	6%	12%	11%
7. 経済的な負担が大きい	8%	9%	11%
8. 自分の時間が持てない	3%	4%	4%
9. 悩みを相談できる人がいない	2%	2%	2%
10. 悩みを共有できる人がいない	2%	2%	4%
11. 家族など周りの人の協力が得られない	1%	3%	2%
12. 自分の健康への不安	15%	16%	15%
13. 将来の不安	12%	27%	20%
14. その他	0%	1%	0%
無回答	22%	5%	16%
合計	100%	100%	100%

Q. あなたは地域で生活していく上で、どのような相談支援体制が必要だと考えますか？（※重複回答あり）

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 地域の身近なところで相談ができる	17%	11%	13%
2. 電話、ＦＡＸ、メールなどを使って相談ができる	9%	4%	11%
3. いつでも（平日の昼間以外）相談ができる	11%	12%	16%
4. １か所で用件を済ますことができる窓口がある	18%	16%	13%
5. 障害特性を理解した専門の相談員に相談できる	14%	23%	17%
6. 継続的に相談に応じてくれる人がいる	14%	32%	18%
7. その他	1%	1%	1%
8. わからない	7%	3%	7%
無回答	9%	2%	4%
合計	100%	100%	100%

Q. 悩みを相談するところはどこですか（介護者への質問）？

	身体障害	知的障害	精神障害
1. 家族や親類	28%	21%	16%
2. 近所の人	1%	1%	4%
3. 民生委員	4%	1%	0%
4. 知人や友人	8%	17%	8%
5. 市役所や保健所・児童相談所	8%	7%	6%
6. 病院の医師や看護師	11%	7%	18%
7. 施設や地域活動支援センター	4%	11%	12%
8. 相談支援事業所の職員	3%	2%	4%
9. 保育所や学校などの教職員	0%	12%	0%
10. 親の会などの障害者団体の関係者	2%	12%	7%
11. ボランティア	1%	0%	4%
12. その他	2%	1%	0%
13. 相談できる人がいない	2%	1%	4%
14. 相談する人がわからない	2%	2%	0%
無回答	24%	5%	17%
合計	100%	100%	100%

5 北海道　入所施設利用者意向調査の主な回答結果

Q. どこで生活したいですか？

	全　道		十勝管内施設	
	人数（人）	比率（%）	人数（人）	比率（%）
1．ちがうところ（施設以外）	3,450	30.1	264	34.5
2．今いるところ（ここ・施設）	4,037	35.3	333	43.5
不同意・未記入等	3,959	34.6	168	22.0
合計	11,446	100.0	765	100.0

Q. 施設以外にしたのはどうしてですか？（※重複回答あり）

	全　道		十勝管内施設	
	人数（人）	比率（%）	人数（人）	比率（%）
1．一人でやってみたい	933	13.2	94	15.3
2．家に帰りたい	1,396	19.8	120	19.5
3．友達と生活したい	681	9.7	52	8.5
4．自分の部屋がほしい	1,155	16.4	108	17.6
5．結婚したい	697	9.9	63	10.2
6．仕事をしたい	1,067	15.1	96	15.6
7．やりたいことがある	527	7.5	35	5.7
その他	594	8.4	47	7.6
合計	7,050	100.0	615	100.0

6 用語解説

用　　語	解　　説
医療保護入院	精神保健指定医の診察の結果、「精神保健福祉法」に基づき、精神病院の管理者が本人の同意なくして入院させること。
オストメイトトイレ	オストメイト（人工肛門・人工膀胱を持つ人）の人は溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、腹部などの洗浄用具を設置しているトイレ。
帯広市健康生活支援審議会	市民、保健・医療・福祉の関係者および市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を、総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。
帯広市障害福祉計画	障害者自立支援法に基づき、３年を一期とし障害福祉サービスの必要見込み量や確保の方策を規定する計画。
帯広市総合計画	帯広市が、将来にわたって発展するため、すすむべき目標やその実現に必要な主要施策を示し、まちづくりの総合的な指針となるもの。
帯広市地域自立支援協議会	帯広市が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置。
帯広市福祉環境整備要綱	帯広市の福祉の増進を図ることを目的に、多くの市民が利用する建築物などについて、誰でも容易に利用できるよう施設の構造及び設備に関する基準を定めたもの。
学習障害	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
官公需	国や市町村などの官公庁が、物品を購入したり、庁舎の清掃などの依頼や工事の発注をすること。
居住サポート事業	一般住宅への入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援すること。
グループホーム	障害福祉サービスの１つで、障害のある人が、アパートなどで一緒に暮らし、世話人から日常生活の手伝いを受けることができるサービス。
ケアホーム	障害福祉サービスの１つで、障害のある人が、アパートなどで一緒に暮らし、世話人や生活支援員から、入浴やトイレ、食事などの日常生活の支援や介護を受けることができるサービス。

用　　語	解　　説
ケアマネジメント	障害のある人の様々な課題に対して、目標や課題解決に至る道筋と方向性を明らかにし地域社会にある資源を活用して、利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスとそれを支えるシステム。
権利擁護	社会的弱者が、さまざまな局面で不利益を被ることの無いように、弁護あるいは擁護する制度の総称。
合理的配慮	障害を理由とした差別や不利益な扱いをしていない場合であっても、障害のある人に対して配慮が欠けたり、不十分だったことにより、結果的に不利益な扱いをしているのと同様の状況にならないようにすること。
国際シンボルマーク	障害のある人が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク。
心のバリアフリー	人々の意識にある「障害」や「障害のある人」に対する差別や偏見、理解不足、誤解などに起因する意識上の妨げ（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。
個別支援プログラム	障害のある人や家族を支援していくために、医療・保健・福祉・教育など様々な分野の関係者が支援会議を開き、共通の視点に立って連携をとりながら継続的に支援をしていくために作成する計画。
GPS 技術	人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。
児童保育センター	小学校１年生から３年生までの子どもを放課後や土曜日、春・夏・冬休みの期間など、家庭に代わって保育する施設。保護者が仕事や病気などの理由で保育できない子どもを対象としている。
自閉症	3 歳位までに現れる、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。
社会資源マップ	障害のある人が安心して地域で暮らせるよう、その生活を支える福祉・医療･地域に関する情報や、バリアフリー施設の情報などをわかりやすくまとめた地図。

用　　語	解　　説
重症心身障害児(者)	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と定めていう。
重度身体障害者	特に障害の程度の重い身体障害者をいう。重度の概念は必ずしも一定ではないが、一般的には身体障害者福祉法における障害等級１級・２級に該当する障害のある人。
授産品	障害者支援施設等で、創作活動や訓練などの一環として作られた製品。
障害者基本計画	障害者基本法に基づき、国が障害者の福祉及び障害の予防に関する様々な施設を総合的に推進するための基本計画。
障害者権利条約	障害のある人の人権条約であり、日本では「障害者の権利に関する条約」と政府によって仮訳されている。
障害者雇用促進法	「障害者の雇用の促進に関する法律」の通称で、障害のある人の雇用義務に基づく雇用の促進などのための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障害のある人の職業の安定を図ることを目的として制定された法律。
障害者支援施設等	指定障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所など障害のある人を支える事業所や施設の総称。
障害者週間	毎年12月３日から12月９日までの一週間を「障害者週間」として、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める事業を行う期間。
障害者自立支援法	障害のある人（こども）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。
情操	美しいものや優れたものに接して感動することや情感豊かな心。

用　　語	解　　説
ジョブコーチ	就職または職場への定着に際して課題がある障害のある人に対して、職場で安定して働くことができるように、事業所で障害のある人に一定期間付き添って、障害のある人や家族、事業者に対して支援を行う人を指すこと。
スキルアップ	技術を向上すること。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人を保護するための制度。
総合相談窓口システム	窓口業務において、的確・迅速な相談に応じるため、介護保険の認定者、高齢者、障害のある人のサービス利用情報などを共有する情報システムのこと。
相談支援事業者	北海道の指定を受けた事業者のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う。
措置入院	自傷他害の恐れのある精神障害者を、都道府県知事が医療および保護のために入院させること。
地域移行	入所施設から退所及び病院から退院し、地域に生活の場を移すこと。
地域活動支援センター	障害のある人が創作的活動または生産活動の機会を得、社会との交流の促進を図る「場」として、地域生活を実現し持続していくための社会資源。
地域支援システム	さまざまな職種や関係者がチームとなり地域に各種社会資源を開発し、障害のある人が地域で普通に暮らしていけるよう支えるトータル的な仕組みのこと。
注意欠陥多動性障害	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすもの。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

用　　語	解　　説
認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育すること。
ノーマライゼーション	障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通（ノーマル）の社会であるという考え方。
ノーマライゼーション推進地区	ノーマライゼーション理念の定着を図ることを目的に、市内の大正地区、大空・南の森地区、東部地区、西帯広地区の４か所を推進地区に指定している。それぞれの地区で独自の取り組みを実施している。
発達障害	発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。
発達障害啓発週間	2007 年 12 月 18 日の国連総会で、毎年４月２日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決まり、日本では、「世界自閉症啓発デー」に加え、４月２日～8 日までを「発達障害啓発週間」として、関係団体や国、自治体が協力し、自閉症をはじめとする発達障害について広く啓発する活動を展開している。
発達障害者支援法	発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするなど、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
パブリックコメント	計画や条例など重要な政策などを市が決める際に、案の段階でその趣旨や内容などを市民に公表し、寄せられた意見などを踏まえて意思決定を行う一連の手続き。

用　　語	解　　説
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の円滑な移動等の促進に関する法律」の通称。障害のある人や高齢者が、円滑に移動できるような施策の実現をよりいっそう促進することが目的。
バリアフリー	障害のある人などが社会生活をしていく上で「バリア（障壁）となるものを「フリー（除く）」にするという意味で用いられ、障害のある人や高齢者などを取り巻く社会環境における物理的・制度的・文化・情報面、意識上の妨げなどを取り除くこと。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。働きたい人に就職先を紹介し、事業主には求人情報を掲載できるサービスを提供している公的な機関。
福祉ガイド	帯広市が、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた人などに配布する障害者福祉の総合情報冊子。福祉ガイドは「身体障害者編」「療育手帳関係編」の２冊がある。
福祉専門職	精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、社会福祉主事（任用資格）など、社会生活上、困難な問題を抱える人々を対象に、社会福祉の専門的知識・技術をもって援助に当たる専門職のこと。
福祉的就労	障害などの理由で企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場には、授産施設や就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどがある。
福祉避難所	寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人がバリアフリー化された施設で安心して避難生活ができるよう、あらかじめ指定をしておく避難所のこと。
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある人を雇用しなければならないとされている比率のこと。
補助犬	盲導犬（目が不自由な人の歩行をサポート）、介助犬（体が不自由な人の暮らしをサポート）、聴導犬（音を聞き分け、耳が不自由な人へ情報を伝え誘導する）の３つの総称。

用　　語	解　　説
補装具	障害のある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものなど。義肢、装具、車いすなど。
北海道障がい者条例	「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」の通称で、障害があっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障害のある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的としている。
ボランティアセンター	ボランティアを求めるニーズの把握、ボランティアの確保と普及、社会資源開発など、ボランティア活動の活性化を図る推進機関として、都道府県や市区町村の社会福祉協議会に事務局が設置されている。
マディソンモデル	精神障害のある人が地域の中で普通に暮らしていけるように支えるトータルなシステムのこと。米国ウィスコンシン州デーン郡で行われている精神保健地域ケアシステムでマディソン市での研究や実践によって発展したことによる呼称。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体能力、障害の有無、国籍など、人の持つ様々な違いによって支障を感じることなく、できる限り多くの人にとって安心、安全、快適に利用できるように、都市や生活環境をデザインする考え方。
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
リハビリテーション	身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、自立した生活を送るためのあらゆるサービスが提供される社会を目指す考え方。
療育	障害をもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育手帳	知的障害児・知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳。都道府県知事が交付。

第二期帯広市障害者計画

（平成 22 年度～平成 31 年度）

発　行　　平成 22 年 3 月

編　集　　帯広市保健福祉部障害福祉課

〒080-8670　帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

電話（代表）0155－24－4111　（直通）0155－65－4147

FAX　0155－23－0163

Email　handicap@city.obihiro.hokkaido.jp

帯広市ホームページ　http://www.city.obihiro.hokkaido.jp

障害のある方の作品

この冊子は、障害者支援施設が印刷製本したものです。